

寄せられた意見とそれに対する市の考え方

平成24年2月17日から3月19日までの32日間、市民の皆さんから「守谷市障がい福祉計画（第3期）（案）」に対する意見を募集しました。

この期間、市民の皆さんから寄せられたご意見及びご意見に対する当市の考え方は次のとおりです。

◎第5章 障がい福祉サービスの見込量と今後の方策について

意見の要旨	件数	意見に対する市の考え
訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、相談支援サービスの利用を希望される人に対し、「当該サービスの利用ができるよう事業所の確保に努めます」、「事業所及び人材の確保に努めます」、「事業所の新規参入を支援します」とありますが、具体的にどのように進めるのでしょうか。どの程度の事業所、人材の確保が必要と考えているのでしょうか。利用者側だけでなく、提供する側の今期目標や現状の提示が必要なのではないのでしょうか。	1件	市内及び近隣市において、障がい福祉サービスを実施する事業所が少ないことを認識しております。そのため、事業所の確保、人材の確保及び事業所の新規参入については、当市又は近隣市に所在する事業所に対し、障がい福祉サービス事業の追加や新たな事業所の開設、既存サービスの利用定員を増やすよう働きかけを行うことを想定しております。 人材の確保については、障がい福祉サービスの利用が年々増加する状況を説明し、ヘルパー等の人材確保を要請することを考えております。 障がい福祉サービスの利用に対しては、本計画に提示した数値が今後3箇年にわたり必要となることを見込んでおります。しかし、国の基本指針において見込量や見込量の確保のための方策を設定するよう規定されているため、その必要量を賄える事業所や人員の確保等については、本計画に盛り込んでおりませんが、本計画を策定する意義は、障がい福祉サービスの整備方針を明確にするとともに、障がい福祉サービスの拡

	<p>充を図ることで障がい者の地域での自立と社会参加を促進することであると認識しております。</p> <p>今後は、国の障がい福祉施策の動向に注視しながら、本計画の見込量をもとに、障がい福祉サービス事業所と協議を行い、安定的に利用できるよう障がい福祉サービスの利用量の確保に努めたいと考えております。</p>
--	--